

第5章 農業被害対策

I 農業被害報告要領

[最終改正] 昭和39年5月29日39農第575号

[最終改正] 平成30年5月21日農政第264号

1 方針

災害の発生に伴う次に掲げる農業関係被害（以下、「被害」という。）の状況を把握し、必要な対応を進めるために実施する調査報告は、この要領に定めるところによる。

| 区分 | 項目 | 被害調査内容 |
|---------|----------------|---|
| 1 農業被害 | (1) 農作物被害 | 農作物 |
| | (2) 収穫物被害 | 収穫物（農協及び農協連合会の保有するものを含む） |
| 2 畜産被害 | (3) 家畜被害 | 乳用牛、肉用牛、馬、めん山羊、豚、にわとり等 |
| | (4) 畜産物被害 | 生乳、けい卵等 |
| 3 施設被害 | (1) 果樹の樹体被害 | りんご、ぶどう等 |
| | (2) 営農施設被害 | 農舎、畜舎、堆肥舎、サイロ、温室、隔障物、農業機械等（農協等施設被害を除く） |
| | (3) 農協等施設被害 | 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、公益法人（農業の振興を主たる目的とするものに限る）、農業共済組合及び農業共済組合連合会（以下、農協等という）の所有する倉庫、農産物処理加工施設、農業用生産資材製造施設、共同作業場、産地市場施設、種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、農機具修理施設、通信施設、製氷冷凍冷蔵施設、電気供給施設、給水施設、給油施設、家畜診療施設、公害防止施設、農作物実測施設等 |
| | (4) 地方公共団体施設被害 | 地方公共団体の所有する種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設等 |
| | (5) 農業用施設被害 | 頭首工、水路、ため池、揚水機、農道、橋梁、農地保全施設 |
| 4 農地等被害 | (1) 農地被害 | 田、畑（樹園地含む） |
| | (2) 採草放牧地被害 | 採草放牧地（肥培管理していないもの） |

2 報告を要する災害

この要領により調査報告を要する災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、低温、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生じた次に掲げる災害とする。

(1) 慢性的災害

冷害、雨害、湿潤害、旱害、雪害、塩害等被害額が短期間に確定し得ない災害

(2) 急性的災害

風水害（台風害、風害、集中豪雨等）、津波害、高潮害、地震害、噴火害、落雷害、融雪害、雹害、凍霜害等被害額が短期間に確定し得る災害

3 被害の調査

市町村長は、2の災害により市町村内において被害が生じたときは、直ちに被害状況を調査する。ただし、農業用施設被害にあつては、施設管理者（市町村、土地改良区、農業協同組合）が、調査する。

4 被害の報告

被害の報告は次の区分により行う。

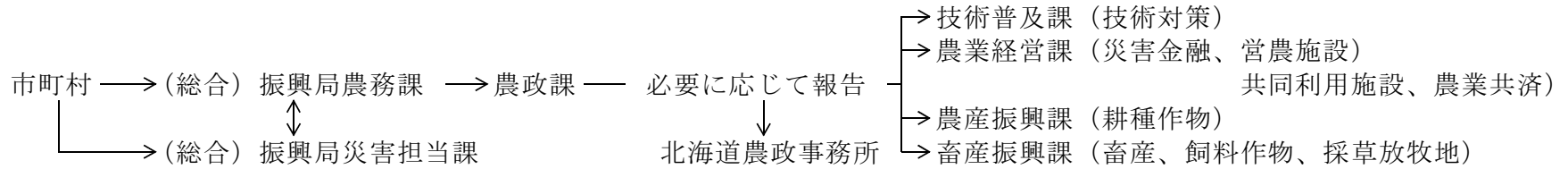
| 区 分 | 名 称 | 報告経路 | 報告期限 | 報告の要件 | 報告の方法 | 報告様式 |
|----------------------------------|-------------|--|--------------------------------------|---|--|---------------------------------|
| 農作物等 (農地及び 農業用施設を除く) 報告 | 被害発生 通 知 | 市町村から (総合)振興局 長へ | 被害発生確 認後直ちに | 被害発生を確認し たとき | 電子メール、 ファクシミリ又は 電話による。 | 別記 第1号様式 |
| | | (総合)振興局 長から農政部 長へ | 市町村から 報告後直ち に | 市町村からの報告 を受けたとき | 同上 | |
| | 被害速報 | 市町村長から (総合)振興局 長へ | 被害発生確 認後 2日以内 | 被害が広範囲にわ たり、相当の被害 をもたらしている と思われるとき | 同上。 第1報の後、報告 内容に異動が生じ た場合はその都度 補正報告する。 | 別記 第2-1号様 式 |
| | | (総合)振興局 長から農政部 長へ | 被害発生確 認後2日以 内 | 市町村からの報告 を受けたとき | 同上 | |
| | 被害確定 報 告 | 市町村長から (総合)振興局 長へ | (総合)振興 局長の指示 する日 | 災害対策上、農政 部長が報告を求め たとき | 電子メール、 ファクシミリ又は 文書による。 | 別記 第3-1~10、 12号様式 |
| | | (総合)振興局 長から農政部 長へ | 農政部長の 指示する日 | 同上 | 同上 | 別記 第3-1~10、 12, 13号様 式 |
| 農地及び 農業用施設 の被害 の報告 | 被害報告 | 市町村長又は 施設管理者か ら (総合)振興局 長へ | 被害発生後 直ちに | 被害発生の都度 | 電子メール、 ファクシミリ又は 電話による。 | 別記 第2-2号様 式 |
| | | (総合)振興局 長から 農政部長へ | 市長村長又 は 施設管理者 からの報告 後直ちに | 市町村長又は施設 管理者からの報告 を受けたとき | 同上 | |
| | 被害確定 報 告 | 市町村長又は 施設管理者か ら (総合)振興局 長へ | 被害発生後 概ね3週間 以内 | 被害発生の都度 | 電子メール、 ファクシミリ又は 文書による。 | 別記 第3-11号様 式 |
| | | (総合)振興局 長から 農政部長へ | 同上 | 市町村長又は施設 管理者からの報告 を受けたとき | 同上 | |

※ 報告様式 ~ 省略

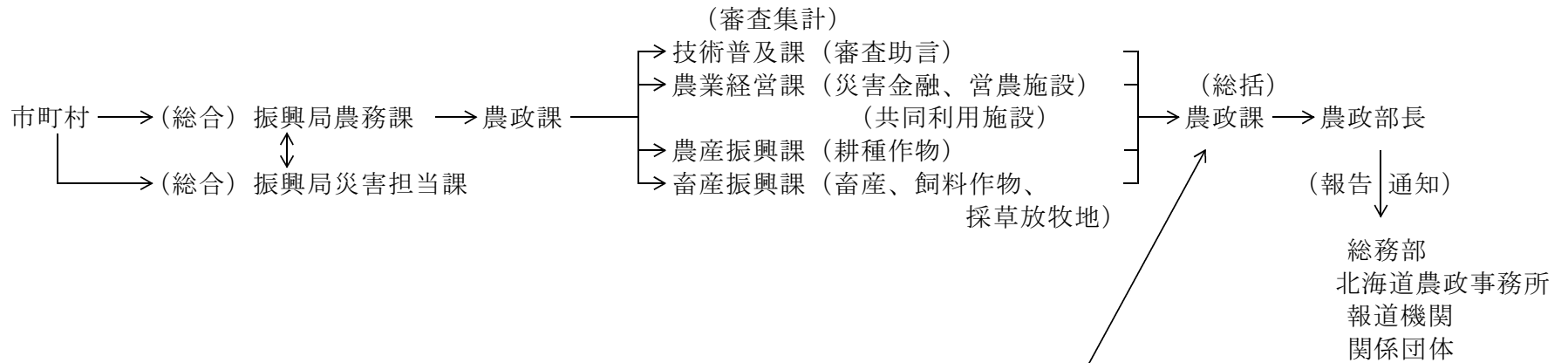
被害報告取りまとめ系統図

1 農作物等被害報告

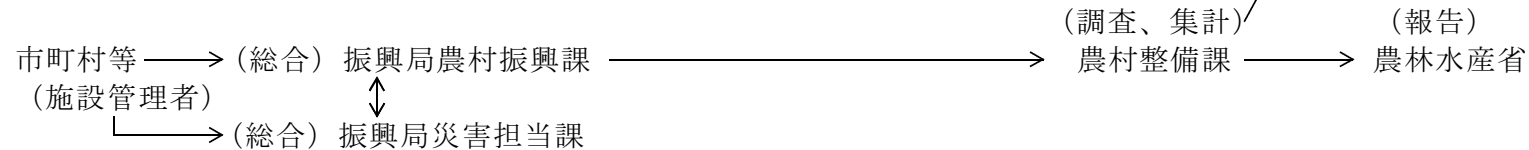
(1) 被害発生通知、被害速報



(2) 被害確定報告



2 農地及び農業用施設被害報告



Ⅱ 災害等に対応する制度資金一覧

(貸付利率は、平成30年12月19日現在)

| 融資を受けたい事業の内容 | 制度資金名 | 貸付条件 | | | | 備考 |
|-----------------------------|--|---------------|----------------------------------|---|--------------------------|--|
| | | 貸付利率[%] | 償還期限(据置)[年] | 貸付限度額 | 融資率[%] | |
| 天災等により被害を受けた農家が経営資金を必要とする場合 | 天災資金 | 法発動の都度設定 | 3～6 [4～7] | 一般 個人 350万円 [400万円] 法人 2,000万円 果樹・家畜 個人 500万円 [600万円] 法人 2,500万円 | 45 [60] 55 [80] | <ul style="list-style-type: none"> 天災融資法の発動により適用 農作物等減収量30%以上、損失額10%以上の被害農業者が対象 被害程度に応じ貸付条件が区分 []は激甚災害指定の場合 |
| | 北海道農業災害資金 | 規則適用の都度設定 | 3～5 | 個人 350万円 法人 2,000万円 | 60 60 | <ul style="list-style-type: none"> 北海道農業災害融資促進規則に基づき知事が指定した場合に適用 農作物等減収量30%以上、損失額10%以上の被害農業者が対象 被害程度に応じ貸付条件が区分 |
| | 農林漁業セーフティネット資金 | 0.20 | 10 (3) | 一般 600万円 特認 年間経営費又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額 | — | <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者、認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、経営開始後3年以内のものが対象 |
| 天災等により被害を受けた施設・農地等の復旧を行う場合 | 農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 共同利用施設 災害復旧) | 0.20 ～0.45 | 主務大臣 15 (3) 共同利用 20 (3) | 主務大臣 1施設当たり 300万円 (特認 600万円) 共同利用 限度額なし | 80 | <ul style="list-style-type: none"> 農舎、畜舎、堆肥舎、農産物加工施設等や果樹の改植・補植の災害復旧に必要な資金で農業者及び農協等の団体が対象 |
| | 農業基盤整備資金 [災害復旧事業] | 0.20 ～0.30 | 25 (10) | 借入者の当該年度負担額 | — | <ul style="list-style-type: none"> 農地、牧野又はその保全や利用上必要な施設の災害復旧が対象 |
| | 農業経営基盤強化資金 (スーパーL) | 0.20 ～0.30 | 25 (10) | 個人 3億円 (特認 6億円) 法人 10億円 (特認 20億円) | — | <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者の農地の取得・改良、施設農機具の取得・改良、経営費等が対象 |
| | 経営体育成強化資金 | 0.30 | 25 (3) | 個人 1億5千万円 法人等 5億円 | 80 | <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者以外の担い手の農地の取得・改良、施設・農機具の取得・改良、農薬の費用等が対象 |
| | 農業近代化資金 | 0.20 ～0.30 | 7～15 (2～7) | 個人 1,800万円 (特認 5億円) 法人 5億円 | — | <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者、認定新規就農者の被災した施設・農機具等及び農地の復旧が対象 |

Ⅲ 農地・農業用施設災害復旧事業

1 暫定法の基礎知識

正式な法律名称は『農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律』であり、ちょっと長すぎることから通称『暫定法』で親しまれています。

昭和25年に制定された土地改良法と同年制定です。災害復旧は土地改良法により施行します。

(参考) 土地改良法第2条第5項

農用地又は土地改良施設の災害復旧

(1) このことから暫定法は国庫補助の適用を規定している法律と言えます。

暫定法の対象となる農林水産業施設は農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設（加工施設や堆肥製造施設等）です。

(このマニュアルは、農地・農業用施設及び農林海岸等の災害復旧に係る事務処理についての資料であり、林業用施設や漁業用施設及び共同利用施設に関することは記載しないこととします。)

(2) 暫定法上の農地解釈

災害復旧の対象となる農地とは、肥培管理を行い耕作している土地であって水田、畑、果樹園、飼料作物栽培地等です。但し、耕作許可の無い河川敷地内の耕地や家庭菜園、肥培管理していない放牧地や採草地は対象となりません。

【重要】 耕作地とは耕うん、整地、播種、施肥、農薬散布、除草等を行い作物が栽培されている土地を言います。

【♣】 水田や畑地では、耕作しようとするれば耕作し得る状態の休耕地も農地としてみなされます。

【♣】 北海道内では道東地方や道北地方を中心に酪農が営まれています。このような地域では、飼料作物として牧草やデントコーンが作付けされており、堆肥などの追肥や播種等の肥培管理を行っています。(暫定法上の農地)

(3) 暫定法上の農業用施設

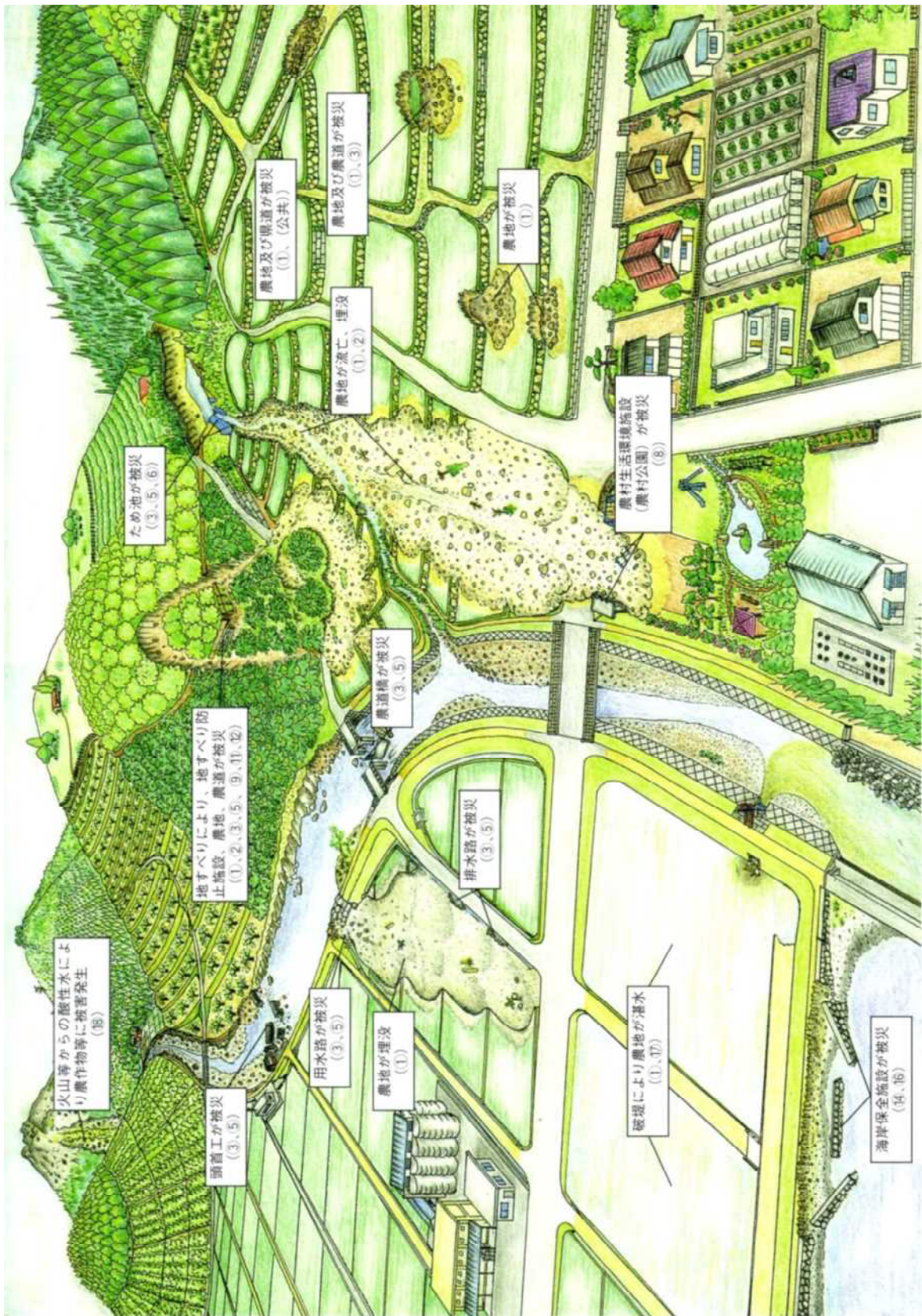
暫定法第2条の定義では、農地の利用又は保全上必要な公共的施設（2戸以上が利用する施設）であって、次のように規定しています。

①かんがい排水施設（用排水路、ため池、頭首工、揚排水機）

②農業用道路（橋梁を含む）

③農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設（農地保全施設）

○ 災害概念図



2 暫定法の補助適用

農地や農業用施設が被災したからといって全てが暫定法の補助適用を受けるとは限りません。

(1) 復旧工事費の規定【暫定法第2条6～8】

農地や農業用施設が被災し、その復旧に要する1箇所の工事費が40万円未満の場合は、暫定法による国庫補助の対象とはなりません。(40万円の判定は産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く工事費で行います)

【重要】 1箇所工事の取り扱いの考え方は、『災害復旧事業の質疑応答集』に詳細が掲載されていますが、施設や農地の災害について水平距離で150m以内で連続している場合は1箇所となります。

また、用水路のように効用上分離することが困難または不可能なものも1箇所とみなせます。(例えば、分土工から次の分土工までの区間内で複数箇所が被災した場合など)

(2) 被害を与えた天然現象の規定【要綱第3】

農地や農業用施設が損害を被る原因は様々考えられますが、暫定法が適用される天然現象の規定は主に次のとおりです。

- ①雨による場合・・・24時間で80mm以上の降雨があった場合。
1時間に20mm以上の降雨があった場合。
- ②風による場合・・・10分間の平均風速が15m/s以上だった場合。
- ③地震による場合・・・震度の規定は特にありませんが、過去の事例から震度3以上になった場合に亀裂等が発生していることがあります。
- ④融雪による場合・・・融雪出水により長期的にわたって出水した場合の規定はありません。しかし、異常な出水を来す条件として過去の判断基準として融雪換算雨量が24時間で80mm以上としています。
- ⑤その他・・・火山噴火、落雷、津波、高潮、地すべりなどが考えられます。

暫定法や負担法の適用を受ける災害は、異常な天然現象による場合でありますから、上記以外の事象で災害が発生することも考えられます。

(3) 他事業で施行中の扱い【暫定法第5条、通知2-12】

他事業で施行中の場合は、暫定法の適用から除外されます。

3 発生から復旧までの手続きの概要

災害が発生した場合、その復旧までには短時間に様々な事務処理等が必要となります。

まず第一に重要なことは人命の救助や危険回避です。その次がライフラインの確保のための応急措置となります。これら、優先しなければならない事柄が落ち着いた後に農地や農業用施設の被害状況を調べることとなります。詳細は後述しますが、概要は次のとおりです。

なお、大規模な自然災害※が発生した場合の対応については、別に定める「農地・農業用施設の大規模自然災害における危機管理マニュアル」を確認されたい。

※大規模な自然災害とは

災害対策本部や災害対策地方本部が設置され、大雨に伴う河川の氾濫や大規模地震、火山の噴火など異常な天然現象により、複数の市町村に跨がる広範囲な地域で被災するような自然災害のこと

- ①被害状況の確認・・・最初は目視程度の確認により被災地域エリアを特定することが必要です。(全町的な被害か一部の集落程度か災害規模の判断が必要) 順次、被害箇所数や被害額を把握していきます。
- ②被害報告・・・・・・・・被害状況の調査を行った結果については、必ず被害報告として振興局担当課や道庁担当課に報告しなければなりません。この報告の最終期限は概ね3週間以内となっています。報告期限を過ぎて報告が無いものについては後日発見しても事業の対象とはなりませんので注意願います。(激甚災害となる見込がある場合は、概ね1週間以内の報告となります)
- ③応急工事・・・・・・・・災害査定を待っている間は、作付けが間に合わないとか施設が増破【要綱第14.2】してしまう恐れがある場合には、応急工事を実施できます。但し、暫定法の適用を受けようとする場合には、後日写真や出納関係書類が必ず必要となります。暫定法で国庫補助が成される応急仮工事費は20万円以上で、かつ、応急仮工事を除く本工事費が40万円以上となる場合です。
- ④復旧計画・・・・・・・・災害復旧は、被災した施設等の従前持っていた効用を回復することが基本です。(いわゆる原形復旧) このことから復旧計画を作成するにあたっては、程度超過とならないようにしなければなりません。
- ⑤計画概要書・・・・・・・・災害査定を受けるには、計画概要書(査定設計書)を作成し申請【規則第1条】しなければなりません。計画概要書の申請提出は災害が発生してから60日以内と定められています。この後に査定が行われます。

計画概要書には、復旧工事費、受益戸数と関係面積などが必要となります。

- ⑥査定・・・・・・・・・・災害査定は、農水省の査定官と財務局の立会官が現地で被害状況とその復旧計画の妥当性等について調査します。（机上査定の場合もある）その結果について、査定票を作成し事業費が確定します。（正式な事業費決定は、財務省との確認後に通知されます）
- ⑦補助率増嵩申請・・・・・・・・暫定法の適用を受ける農地・農業用施設の国庫補助率は普通補助率として農地50%、農業用施設65%となっておりますが、受益農家1戸当たりの負担が一定の額を超えると補助率が嵩上げされます。この高率補助を受けるために増嵩申請が1月に審査されます。（補助率の確定）
- ⑧計画変更・・・・・・・・・・査定が終了し、復旧工事を実施する場合には計画変更手続きを行います。これは災害査定用単価について実施単価に組み替える必要があることと、数量等の精査等があります。事業費が30%を超える変更（重要変更）の場合には農林水産大臣の同意が必要ですが、軽微な変更は振興局長権限で承認されます。
- ⑨補助金交付申請・・・・・・・・国庫補助を受けるためには交付申請書を提出します。災害予算の多くは補正予算計上となります。復旧進度（予算割当ての目安）は、1年目85%、2年目98%、3年目100%です。
- ⑩竣工検査・・・・・・・・・・復旧工事が終われば、工事関係及び事務関係の検査が行われます。団体営災害の場合は振興局担当者が検査を実施します。道営災害の場合は、農水省の担当官の検査を受けます。

災害発生から竣工までのフロー

| イベント | 対応期日 | 対応内容 |
|----------------------------------|-------------------|---|
| 災害発生 | | 被災状況の把握、応急対策の必要性を調査 |
| 被害(概要)報告 | 発生後 速やかに | 所定の様式により被害状況を報告。 |
| 被害概要報告 | 1週間以内 | 被害推定額が10億円以上の場合に道から農水省へ提出。(被災写真資料の提供を依頼します)【要綱第5第2項】 |
| 応急仮工事 又は 査定前着工 (応急本工事) | 必要に 応じて 随時 | 早期に復旧すれば営農に支障を及ぼさない場合や、次期出水等により被災施設の被害拡大(増破)や隣接する施設や農地が被害を被るおそれがある場合に実施することができる。【要綱第14】 |
| 被害(確定)報告 | 3週間 ~ 1ヶ月以内 | 被災工種毎に被害箇所(農地の場合は面積も)、被害金額を確定する。※この報告から漏れていた場合は災害復旧事業を活用出来ないので注意。【要綱第5第1項】 |
| 計画概要書提出 ※暫定法の手続き が スタート | 60日以内 | 発災後60日以内に復旧計画を決定し、計画概要書を提出。【法第3条、施行令第1条の4、施行規則第1条】 |
| 計画概要書審査 ※いわゆる災害査定 | 概ね 2ヶ月~ | 農林水産省の災害査定官、北海道財務局の立会官により計画概要書の審査(災害査定)を行う。【施行令第3条、査定要領第10条】 |

災害発生から竣工までのフロー

| イベント | 対応期日 | 対応内容 |
|-------------------------|-------------------------|--|
| <p>↓</p> <p>事業費の決定</p> | <p>査定後概ね 1ヶ月</p> | <p>農水省から事業費の決定が通知される。 ※事業費決定前に発注行為を行う場合は「災害復旧事業施行承認申請書」を道に提出する。 【農地農業用施設災害復旧事業等補助金取扱要領第3章】</p> |
| <p>↓</p> <p>補助率増高申請</p> | <p>翌年の 1月31日</p> | <p>市町村毎の関係耕作者の実数が3名以上である場合、国庫補助率の嵩上げが行える。 ※道審査12月迄、農水省提出1月31日まで 【施行令第4条、施行規則第1条】</p> |
| <p>↓</p> <p>補助金割当内示</p> | <p>2～3月</p> | <p>災害復旧事業は早期復旧の観点から、発災年を含め3ヶ年以内に完了することとされており、予算の割当進捗は近年、</p> |
| <p>↓</p> <p>補助金交付申請</p> | <p>割当内示から 60日以内</p> | <p>1年目 85% 2年目 98% 3年目 100% 程度が目安となっている。</p> |
| <p>↓</p> <p>交付決定</p> | <p>年度内</p> | <p>※予算の範囲内での割当となるため、必ずしも上記の比率とは限らない。</p> |
| <p>↓</p> <p>事業着手</p> | | <p>事業費決定前に発注行為を行う場合は「災害復旧事業施行承認申請書」を道に提出する。 【農地農業用施設災害復旧事業等補助金取扱要領第3章】</p> |
| <p>↓</p> <p>計画変更</p> | <p>随時</p> | <p>計画概要書を変更する場合、手続きが必要。 変更規模に応じて、「軽微」、「重要変更」がある。 【施行令第3条2項】</p> |
| <p>↓</p> <p>竣工検査</p> | | <p>道営災は農水省、団体営災は振興局職員が行う。</p> |

4 被害報告

災害が発生した場合は、被害が判明したのから順次、被害報告をして下さい。
報告内容は別紙様式のとおり施設名、箇所数、被害額が必要となります。

ここで注意しなければならない事項は次のとおりです。

- ① 判明したのから毎日1回程度は報告することが必要です。

※近年の被害報告取りまとめスケジュール

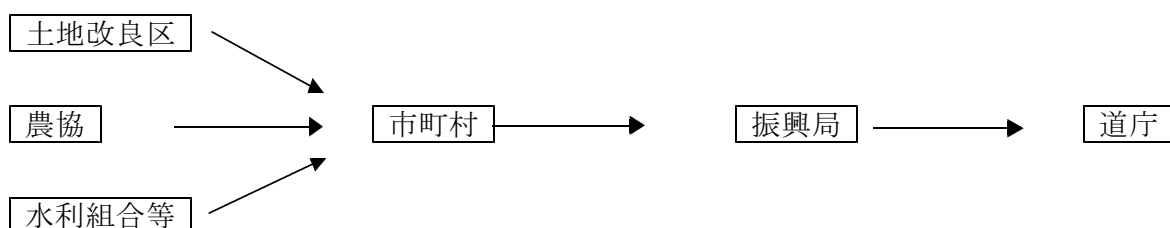
発災後～1週間 1日1回程度の報告

1週間～3週間 週1回程度の報告

※緊急案件については必要に応じて随時

- ② 応急工事の必要性の有無について報告することが必要です。
- ③ 被害概要が判る写真を撮影しておくことが必要です。(詳細な写真はこの時点では必要ありません。例えば河川の出水状況や法面の崩壊状況など一般的な状況写真が必要な場合があります。)
- ④ 被害報告には、本補助、(市町村)単独費、維持工事等、復旧の方法に関わらず全てを報告する必要がありますので、漏れのないように報告(把握)することが必要です。
- ⑤ 被害報告には、公共土木施設など(建設管理の河川や道路等)農地・農業用施設以外のものが含まれることがないよう、施設台帳や関係課の確認の上整理することが必要です。
- ⑥ 被害の状況で、以下の内容に該当するものについては、別紙様式による緊急報告が必要です。
- 1) 人身又は住家に被害を及ぼしたもの
 - 2) 重要構造物(主要道路、鉄道、学校、病院等)に被害を及ぼしたもの
 - 3) ため池の決壊
 - 4) 地すべりが継続しており住家及び重要構造物に被害を及ぼす恐れのあるもの
 - 5) その他
マスコミ報道、議会質問・要請、議員の現地視察がなされた場合(予定を含む)
- ⑦ 地震が発生した場合、別紙「地震時点検対象ダム・ため池施設一覧表」に記載される施設で、対象震度以上が確認された場合は、点検要領に基づく施設点検を行い、その結果を報告する必要があります。

被害報告の具体的フローは概ね次のとおりです。



- 【♣】 施設などの管理者から被害報告を受けた又は被害を発見した市町村は、最寄りの振興局担当課に被害を報告しなければなりません。
- 【♣】 振興局は市町村毎に工種、箇所数、被害額を取りまとめた上で道庁に報告しなければなりません。
- 【♣】 被害報告の最終期限は概ね3週間ですが、その事象による被害額が10億円以上（全振興局合計）と想定される場合は、状況写真等を添付した被害概要報告書が1週間以内に必要となります。【要綱第5】
また、激甚災害となる見込みがある場合は、概ね1週間以内の報告が必要とされています。大規模な災害時ほど、早期の被害把握が求められます。

○被害報告は、電話や電子メール、FAXを利用して行って下さい。

報告先 〒085-8588

釧路市浦見2丁目2番地54号

釧路総合振興局産業振興部農村振興課

TEL 0154-43-9241(ダイヤルイン)

FAX 0154-41-8958

釧路総合振興局産業振興部農村振興課 検 索

<http://www.kushiro.pref.hokkaido.ig.jp/ss/nss/index.htm>



引用・参考文献

- ① 災害復旧事業マニュアル(農地・農業用施設)
…… 北海道農政部農村整備課(平成30年2月版)
- ② 平成28年度(2016)8月台風災害 農地・農業施設の復旧
…… 北海道農政部農村設計課防災災害G
(平成30年6月28日～29日)

事 例

平成28年度
【上川・十勝】H28台風災害による
農地・農業用施設の復旧概要
(H30.6.28～29)

災害写真集

被災状況

復旧後



災害写真集

被災状況



復旧後

